

GLOBAL30 同志社大学SDワークショップ
大学職員のグローバル化

分科会C: 留学生の受入れを考える
～留学生の多様化に伴う生活支援のあり方～

京都大学研究国際部留学生課長
石野 隆志

大学(学校)側からみた場合の、一般学生と 外国人留学生との取り扱いの違い

- 外国人留学生を受け入れる際、大学(学校)は、「出入国管理及び難民認定法」に定める『身元保証人』の役割を果たすことが求められている。
- トラブルが起きたときなど、大学(学校)側が保護者的な役割を果たすことを、社会から強く求められるという実態がある。
- 大学(学校)側が、外国人留学生に対して行う相談対応は、一般学生と同じ相談に加えて、私生活に関するさまざまな援助行為が必要となる。
(例) ①経済的なこと・・・生活費のやり繰り、アルバイトの際の身元保証人
②問題行動への対応・・・不法行為の際の身元引受人、関係者への謝罪、
本人に対する保護監察・指導
③病気の際の支援・・・手術・入院などの身元保証人、受診補助(通訳等)
④私生活全般の補助・・・アパートの連帯保証、子供の保育・就学等、
他人とのトラブルの仲裁役、調停役

※詳細については、『留学交流』2005.10への掲載記事参照のこと

『留学交流』への掲載記事で触れていない事例

事例1 留学生が加害者となった自転車の事故ー1

示談書の作成例

示談書

〇〇 〇〇を甲、【留 学 生】を乙として、甲・乙の間で起きた自転車事故につき、以下のとおり解決した。

事故発生日時：平成〇〇年（20××年）〇月〇〇日 午後〇時〇〇分ころ
事故発生場所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

1 甲及び乙は、ともに自転車を運転し、「自転車通行可」の歩道上を右側通行で、同じ方向に向かって走行していた。甲の自転車の前方に取り付けられた子供用シートに、甲の〇2が同乗していた。

2 甲が前方を走行し、その右斜め後方を乙が走行していたが、進行方向より右側・斜め後方に脇道が伸びている変形T字型の交差点に差し掛かったところで両者が接触し、甲及び甲の〇2は、乗車していた自転車とともに左側に転倒し負傷した。

3 乙は、甲及び甲の〇2保護者（以下「甲の側」という。）に治療費、休業補償、慰謝料等、その他一切の損害賠償として金4万円を支払い、甲の側はこれを受領した。

4 これを以て本件に関する処理は解決済みとし、甲の側及び乙は本件事故に関し、相互に一切の請求を行わないものとする。

以上の合意の成立を証するため、本示談書2通を作成して、甲・乙双方が署名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成〇〇年（20××年）〇月〇〇日

甲：〇〇 〇〇◎

乙：【留 学 生】◎

対応に苦慮した点

- ・ 当事者同士が交通事故の処理に関する知識がなく、もめてしまう。
- ・ 法的な判断が、自動車事故の判例を参考としてなされているため、実情との間で違和感がある。
(当事者に、素直に受け容れられない。)
- ・ 任意に専門の保険に加入していないと、事故処理の専門家の手を借りられない。
- ・ 学生に対し、保険への加入を徹底するのが困難。

『留学交流』への掲載記事で触れていない事例
事例2 留学生のアパート家賃滞納・無断帰国－1

- 留学生が卒業、退学などにより学生の身分ではなくなったとか、帰国したという情報が、連帯保証人やアパートを貸している側には届きにくいのが現状
- 写真は、留学生が大学卒業後も半年間、そのままアパートに住み続け、連帯保証人や不動産業者に何の連絡もせずに帰国してしまったアパートの様相である。
- こうした事例は『留学生住宅総合補償』による補償の期間を過ぎてしまっているため、不在であることが発覚するまでの家賃や家財道具の撤去などで、連帯保証人は大きな損害を被ることとなった。



『留学交流』への掲載記事で触れていない事例
事例2 留学生のアパート家賃滞納・無断帰国ー2

- 保険が効かない間に、水漏れ事故や火災などを起こされた場合には、大変な負担が連帯保証人に掛かってくることとなる。
- 個人、組織いずれの場合でも、連帯保証を引き受けている留学生が学生ではなくなったという情報が、連帯保証人に速やかに届くようにしておくことが、非常に重要である。



留学交流

10

vol.17 no.10 October 2005



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構【編集】

Japan Student Services Organization

特集

留学生の相談体制について考える

〔論文〕

留学生に対する心のケアの意義と重要性

—援助サービスの具体的方法

水野治久

〔事例紹介〕

福井大学における相談業務

—ネットワーク構築による対応

中島 清

岡山大学における留学生相談室の役割と現況

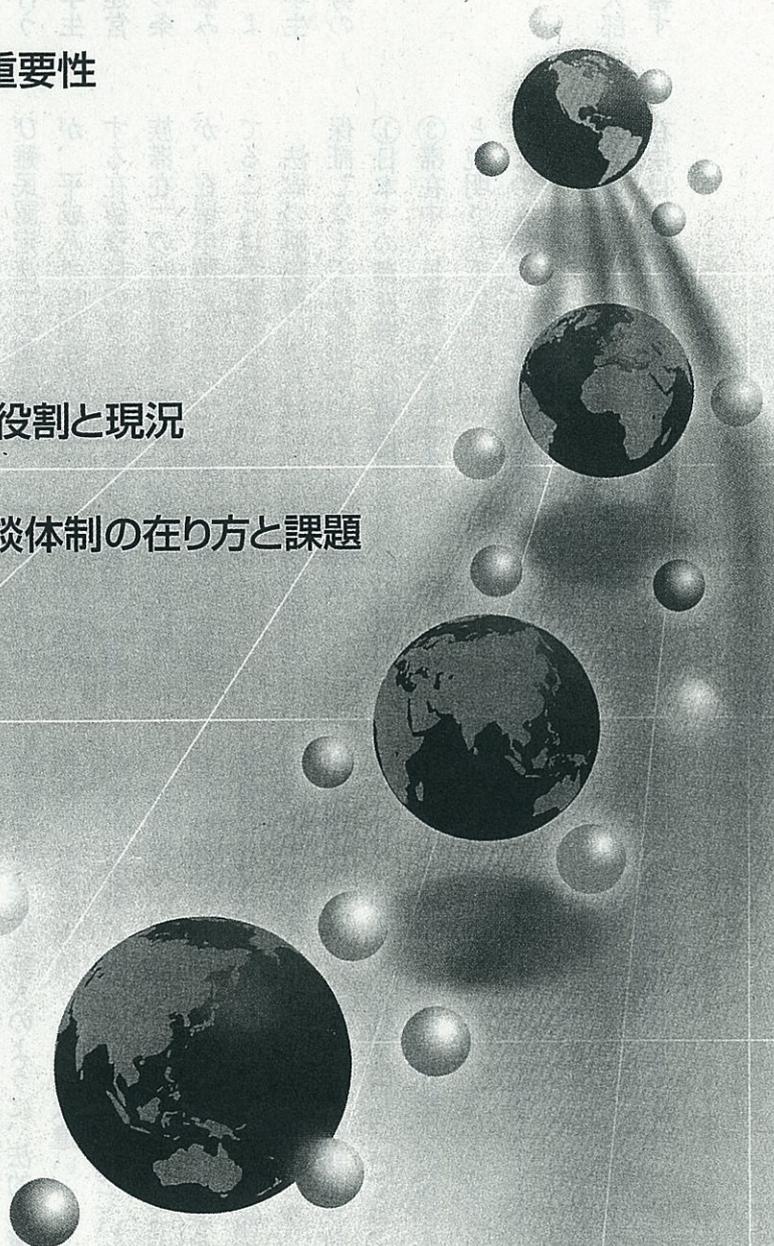
岡 益巳

埼玉大学の留学生支援としての相談体制の在り方と課題

中本進一

大学の事務組織による留学生相談

石野隆志



大学の事務組織による留学生相談

静岡大学学務部留学生課長 石野隆志

7 なぜ、学生相談を行うのか

一九九九年に文部省（当時）が行った学生に関する統計調査結果によれば、日本国内の大学の九〇%以上の大学で、学生相談を行う機関が設置されているとのことである。学生相談を行う組織の設置は、大学を設置・運営するうえで、例えば医務室のような必須の条件ではないが、学生生活に伴って生じる悩み事や心配事に対して相談に応じること、より良い学生生活の環境を提供することで学生の学業継続を支援するという、大学の姿勢の現れではないかと思う。

2 外国人留学生を受け入れている大学（学校）側の責任

外国人留学生もそれ以外の一般学生（大部分は日本人学生）も、大学（学校）に在籍す

る学生という点では何ら変わりはないが、大学（学校）側との関係で、一般学生とは大きく異なる点がある。以下は、その点についての説明である。

外国人留学生の受入れは、「出入国管理及び難民認定法」の規定に倣って行われているが、平成八年に同法が改定され、本稿に関係する在留資格のうちでは「留学」「就学」「家族滞在」の在留資格で日本に滞在する外国人が、在留申請に当たって「身元保証人」を立てることは不要とされた。

法律の解説書によれば、この身元保証人が保証しなくてはならないことの内容は、
①日本での滞在費、②帰国するための費用、
③滞在中、日本の法令を守ること
と説明されている。

この人物は、日本滞中に当たって、経済的な裏づけがしっかりとしており、目的を済ませた後の帰国費用についても心配はなく、滞在中は日本の法令に従って行動することがで

きる善良な人物であることを保証する。仮にこの人物が、これらの条件を満たせなくなった場合には、身元保証人として助力することを約束する、ということである。なお、これらの責任は、借金やアパートを借りるときに必要な連帯保証人のように、法的に債務を代行する責任を負うものとは違い、あくまで道義的な責任に留まるとも説明されている。

参考までに、改正の主な理由としては、高額な斡旋料をとって身元保証人の斡旋を行う悪質な名義貸しを行うブローカーが暗躍し、そういった状況が犯罪を生む温床となつてくる実態があるので、犯罪抑止の観点からということ、留学生・就学生については、受け入れる大学や学校が身元保証人の役割を果たすことが可能であるため、というようなことだったと、不確かながら記憶している。

つまりは、大学（学校）は、外国人留学生の受入れ期間中、本人および家族が日本できちんとした滞在生活を送るよう、学生生活の

留学生の相談体制について考える

ほか生活全般にわたる範囲まで、道義的にではあるが、監督責任をもたされているため、何かのときには債務を直ちに肩代わり、とはならないまでも、保護者的な役割を果たすことが求められるということである。このことは、相談を受ける際にも大きく影響し、外国人留学生の相談に対しては、より広い範囲をカバーする必要があることを承知していなければならぬ。

外国人留学生と一般学生との相談の違いについて、表1・2を作成してみたので、参照いただきたい。基本となる情報源については、少し前の資料であるが、文部科学省による「大学における学生生活の充実方策について（報告）」（大学における学生生活の充実に関する調査研究協力者会議答申…二〇〇〇年六月）という資料の学生相談に関する記述を参考とさせていただいた。

3 外国人留学生と一般学生の違い

外国人留学生と一般学生との相談の違いについて、表1・2を作成してみたので、参照いただきたい。基本となる情報源については、少し前の資料であるが、文部科学省による「大学における学生生活の充実方策について（報告）」（大学における学生生活の充実に関する調査研究協力者会議答申…二〇〇〇年六月）という資料の学生相談に関する記述を参考とさせていただいた。

表1 学生および留学生への相談体制

	対応する部署（者）	組織名の例示
a	身体的な健康面も含めた組織	保健管理センター、健康相談室など
b	心理面に特化した組織	学生相談室、学生相談センター、心理相談室、カウンセリングセンターなど
c	学生生活全般に関する部門	学生センター、学生生活センターなど
d	国際交流・留学生を担当する部門	留学生センター、国際交流センターなど
e	担当事務組織	留学生課、国際交流課など
f	留学生の受入れを担当する教員	
g	留学生の指導教員	

※ a～c 欄への記載に当たっては、「大学における学生生活の充実方策について（報告）」（大学における学生生活の充実に関する調査研究協力者会議答申：2000年6月）より引用

表2 学生および留学生への相談内容

学生からの相談内容		留学生関係で左の欄に追加するもの
a	就学相談 休学、退学、転学部・学科、単位取得、留学など	
b	経済的問題 奨学金、学費、住居に関する相談	b' 生活費、帰国旅費、アルバイト
c	精神・心理的な悩みに関する相談	c' 問題行動などへの対応
d	身体的な健康に関する相談	d' 手術、入院などの際の身元保証
e	就職や進路に関する相談	
f	サークルやボランティアなど、正課外活動に関する相談	
g	セクシャル・ハラスメントに関する相談	
		h 日本での生活全般に関する相談 アパートの連帯保証、子供の保育施設や学校、他人とのトラブル

※左側の欄への記載に当たっては、「大学における学生生活の充実方策について（報告）」（大学における学生生活の充実に関する調査研究協力者会議答申：2000年6月）より引用

で留学生用の相談窓口を設けて外国人留学生からの相談に対応している、というのが多くの大学（学校）の状況ではないだろうか。参考までに、我が静岡大学においても、厳しい財政状況の中、限られた時間ではあるが、留学生センターの活動の一環として、英語での対応が可能なカウンセラーを招き「留学生相談室」を開設している。

表2は、大学（学校）側に対して、寄せられる相談内容についての比較である。表の左側の欄 a～g のように学生全般に共通した相談事項に加え、表の右の欄 b～h のような事柄への対応が、外国人留学生に対しては、現実に行われているということを表したものである。留学生も日本人学生と同様な悩み事、心配事に遭遇するが、加えて留学生ならではの

の問題もあるということである。

留学生は外国人という立場上、日本国内では経済的な面や身分保障の面での生活基盤が脆弱である。加えて、日本の社会制度に関してもつては情報が少ない、信頼できる相談相手が身近にいない（母国の肉親も、日本での留学生生活に関しては、有効な援助やアドバイスを行うことは多くの場合難しい）などの不利な条件もあるため、大学（学校）が行う留学生相談には、こうしたことへの実質的な対応が要求されるということである。

4 大学（学校）の事務組織による留学生からの相談への対応

表2の右の欄に示した事柄の多くは、事務担当部署が関与して解決することが多い。今回の特集のテーマは留学生からの相談と、それに対する指導助言がテーマの中心であると思うが、こうした問題を解決するためには、教職員が実質的に行動して歩きまわることが必要となるので、以下にそうした事例をいくつか紹介する。

a) について

経済的な問題については、基本的には学生自身の「自己責任」に帰する問題であり、大学（学校）側に行き届くことは、奨学制度やアルバイトに関する情報を提供することくらいで

ある。しかし、現実には経費的な計画が甘かったり、留学開始後に予期せぬ災難に見舞われたりしたことが原因で、金銭的な相談が寄せられている。中には本当に気の毒なケースもあり、こうした留学生を援助するために、有志に呼びかけて募金を募り、少額な範囲で貸し付けるといった活動が、大学の後援会や関係するボランティア組織によって行われている例もある。

b) について

大学（学校）側に、留学生による問題行動に対する訴えが寄せられることもたびたび起きている。それらに対しては、本人および関係者と呼んで説明を聴く、こちらから事情聴取に向くなどして状況の確認を行い、大学（学校）側の関係者による相談を経て、本人への指導を行うとともに、再発を防止する手段が取れないか検討を行う、といった対応が基本的な方法となり、状況に応じて器物の損壊などがあれば弁償、単なる喧嘩であれば仲裁、もつと複雑なトラブルであれば調停、何らかの被害が他に及んでいけば、関係方面への謝罪などにより問題解決への道を探ることになる。こうしたことへの対応に、まだ慣れないうちは、迷惑行為をした者を懲らしめてやろう、処罰してやろうという気持ちが強かったが、何人かの留学生から事情を聴いたりしているうち、問題行動の原因は、本人の資

質によるものもあるが、溜め込んでいたストレスが、たとえば飲酒して大暴れしてしまうとか、万引きをする、施設を損壊する、などの思わぬ形で噴出していることが以外に多いことに気づいた。問題行動に対処する際は、本人に反省を促すことも重要だが、同時に、問題行動がストレスのサインである可能性にも注意し、状況に応じてメンタルケアの方向での対応も考えなくてはならない。

c) について

留学生が病気で病院にかかったりした際に、病院から大学（学校）側にも何らかの対応を求められることがある。

緊急に入院、緊急に手術という場合の例であるが、こうした場合に大学（学校）関係者が病院に呼ばれ、医師からのアカウンタピリテイを受ける、手術への同意・立ち会いを求められるという場合がある。私が経験した例では、手術の前に「可能ならば、本国の両親に連絡を取り、過去の病歴、持病・アレルギー症状の有無など確認してほしい」との要請を受けたことがある。そのときは、幸い、出身国が同じ患者の友人が付き添いに来ていたため、その方に電話を頼むことができたが、そうした人物がいない場合にはどうしようもないのが実情である。

休日に留学生が急病で入院し、指導教員や事務職員が対応した事例もある。留学生に、

留学生の相談体制について考える

大学（学校）の窓口が閉まっているときに緊急事態に陥ったら、大学（学校）のどこへ（誰に）連絡すればよいかを示しておく必要がある。

留学生の病気に関する対応をしていて、いつも心配になるのが医療費の支払いである。留学生の中には国民健康保険に加入していても、保険料を滞納している者が少なくない。保険料を滞納していると、診療の際に医療保険が適用されないので、高額な医療費を払うか、または先に滞納している保険料を払ってから診療を受けるかという状況も実際に生じている。参考までに、こうした場合は滞納した保険料を支払うことを勧めている。

h について

アパートに関する問題、子どもの保育施設や学校への修学の問題は、全国の大学（学校）で広くさまざまな対応が進められていることもあり、本稿では省略させてほしい。

トラブルの事例として、交通事故に対応した事例を紹介したいと思う。

自転車で行中の留学生が自動車にはねられるという交通事故が起きたが、その事故後の処理のことで、留学生から大学側に相談が寄せられた事例である。当人は事故によってケガを負ったが、入院には至らず通院による治療という状況であった。当人から大学側に依頼があったのは、今後予測される、事故の

相手や自動車保険会社、警察署などの接見の機会に、大学の関係者にも立ち会ってほしいということである。その依頼に対しては、事故の当事者はあくまで、あなた個人であり、大学は部外者という立場であること。大学による対応の内容は、交渉の中でわからない言葉が使われたり、日本の制度に関してわからないことがあったりしたときに、交渉を補助することに限られることなどの説明を行い、立ち会いを約束した。

また、交通事故での通院は通常の通院とは違い、診断書を発行してもらったり、治療費の支払いを病院側と打ち合わせたりしなければならぬため、アドバイスの必要があると思われることと、事故の交渉とは別に、所属大学の留学生担当者として、当人のケガの程度も確認する必要があったため、初期の通院にも同行した。

実際に、相手方との接見に大学側の立場と役割を説明した上で同席したが、交渉の折々に、交渉の内容に関する若干の補助的な説明などがやはり必要であった。

こうしたトラブルに関与する際には経緯の記録が大切なので記録も作成した。

なお、近年、乱暴な乗り方をする自転車やオートバイの問題が取りざたされている。この事例の留学生も、本人から事情を聞いたところ、あまり感心しない乗り方で自転車を運転していたようである。大ケガをすれば、せ

つかくの留学も台無しであるし、自分が加害者になったりした場合に、異国の地で高額な賠償を負わなくてはならぬことを自覚して、交通ルールを守るようにしてほしいものである。

5 結び

留学生からの相談は、言葉が十分通じない、金銭問題やトラブルに関することだと対応が厄介ということ、ネガティブな印象を抱きやすい。実際、大学（学校）当局は関知せず、担当の教員や事務職員が、なかば個人の資格で腹をくくって対応しているという状況が多く、そのような状況にたびたび置かれていては、ネガティブになるのもやむを得ない。

私は、この「留学生Ⅱ対応が大変」という印象の正体は何かということ、自分なりに分析してみようと思いい立ち、外国人留学生の受入れに関する大学（学校）の社会的責任についての自分の考えを文章化してまとめるとともに、留学生と一般学生について、これまで見聞きしたことを基に、不完全ながら比較表を作成してみた。「大学の国際戦略」の検討が花盛りであるが、留学生を受け入れている現場の教職員の方々にも、大学（学校）当局の執行部に属する方々にも、「留学生受入れ」とは何をすることかを、俯瞰的な視点で考えていただけたらと思う。